



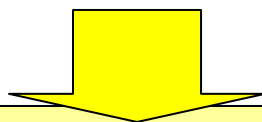
見込み量確保の方策の検討について

平成26年度第3回八尾市子ども・子育て会議

平成26年6月27日

1. 子ども・子育て支援事業計画に係る今後の検討について

- 4月25日の「平成26年度第1回子ども・子育て会議」(全体会議)において、専門部会で検討してきた「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の市域全体の見込み量を報告。
 - あわせて、この数値を、大阪府に本市の見込み量の暫定値として報告。
 - 国から示されているスケジュールによれば、
 - ・ 6月～7月 幼稚園等への意向調査
 - ・ ~9月 見込み量確保方策の検討
 - ・ 9月 大阪府に見込み量と確保方策を報告
国において量の見込み・確保方策中間取りまとめ
 - ・ 12月 パブリックコメントの実施
 - ・ ~3月 大阪府との調整
 - ・ 3月 事業計画の確定
- という流れで、3月までに計画を確定させる必要がある。




- ・今後、専門部会において、子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育給付や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を確保するための具体的な方策について検討を行います。
- ・このうち、教育・保育給付については、計画期間中の各年度において、4つの教育・保育の提供区域ごと、1号から3号までの認定区分ごとの見込み量を確保するため、どのような施設や事業をどの程度の量で活用するか検討します。
- ・今回は、専門部会での検討に先立ち、確保方策として考えられる施設やサービスについて、ご説明します。

2. 教育・保育給付に位置づけられる事業

【教育・保育給付に位置づけられる事業】

| | |
|---------|---|
| 施設型給付 | <p>○保育所・・・保育が必要な乳児又は幼児を保育することを目的とする施設</p> <p>○幼稚園・・・3歳から小学校入学までの幼児が、様々な遊びを中心とした教育を受け、小学校移行後の学習の基盤を培うことができる施設。</p> <p>○認定こども園・・・幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設。</p> <ul style="list-style-type: none">・幼保連携型＝「教育」と「保育」を一体的に提供する施設・幼稚園型＝認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設・保育所型・・・認可保育所が、幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設・地方裁量型・・・幼稚園、保育所いずれの認可もない、地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を果たす施設 |
| 地域型保育給付 | <p>○小規模保育事業(新規)・・・3歳未満児を対象として、定員6～19人以下と比較的小規模な環境で保育を実施する</p> <p>○家庭的保育事業・・・3歳未満児を対象として、家庭的な雰囲気の中で、定員5人以下の少人数を対象に保育を実施する (現行における「保育ママ」。八尾市では現在実施していない。)</p> <p>○居宅訪問型保育事業・・・疾病や障害などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う (現行における「ベビーシッター」。八尾市では現在実施していない。)</p> <p>○事業所内保育事業(新規)・・・会社の事業所の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する</p> |

- 
- 新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方のよさを併せ持つ「認定こども園」を普及するとともに、新たに、少人数の子どもを保育する事業を創設し、待機児童の多い都市部、子どもが減っている地域の双方で身近な保育の場を確保することをめざしている。
 - 地域型保育給付は、新制度において、新たに市町村の認可事業として、低年齢に集中する待機児童を解消するため創設されたもの。
 - 小規模保育事業は、その対象を0歳～2歳としているため、幼稚園、認可保育所、認定こども園を連携施設として設定することが求められている。連携施設には、保育内容の支援や3歳以降の受け皿となることが求められており、これにより、切れ目のない保育の実現をめざしている。
 - 小規模保育事業等と認可保育所との違いは次ページの通りとなっており、多様な主体が多様なスペースを活用して、少人数の保育を提供するもの。

【認可保育所と小規模保育事業との違い】

| | | 保育所 | 小規模保育事業 | | |
|-------|------|--|--------------------------------------|--|--|
| | | | A型 | B型 | C型 |
| 職員 | 職員数 | 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 | 保育所の配置基準+1名 | 保育所の配置基準+1名 | 0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合5:2) |
| | 資格 | 保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで) | 保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 | 1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施 | 家庭的保育者 *市町村長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 |
| 設備・面積 | 保育室等 | 0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡ | 0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児1人当たり1.98㎡ | 0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児1人当たり1.98㎡ | 0歳～2歳児 いずれも1人当たり3.3㎡ |
| 処遇等 | 給食 | 自園調理 調理室 調理員 | 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 | 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 | 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 |
| 利用定員 | | 20人以上 | 6～19人 | 6～19人 | 6～10人 経過措置あり |
| 連携施設 | | | 連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり | 連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり | 連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり |

【認可保育所と家庭的保育等との違い】

| | | 保育所 | 家庭的保育事業 | 事業所内保育事業 | 居宅訪問型保育事業 |
|-------|------|--|---|---|---|
| 職員 | 職員数 | 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 | 0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2 | 【定員19名以下の施設】 小規模保育事業A型、 B型の基準と同様 【定員20名以上の施設】 保育所の基準と同様 | 0～2歳児 1:1 |
| | 資格 | 保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで) | 家庭的保育者 (+ 家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 | | 家庭的保育者 * 市町村長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 |
| 設備・面積 | 保育室等 | 0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡ | 0歳～2歳児 9.9㎡以上 (保育する乳幼児が3人を 超える場合は超過人数1人 当たり3.3㎡を加える) | | - |
| 処遇等 | 給食 | 自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員 | 自園調理(連携施設等 からの搬入可) 調理設備 調理員(3名以下の場合、 家庭的保育補助者を置き、 調理を担当すること可) | 自園調理(連携施設等 からの搬入可) 調理設備 調理員 | - |
| 利用定員 | | 20人以上 | 5人以下 | 事業者内保育全体の定員 規模に応じた地域枠を設定 | 1対1が基本 |
| 連携施設 | | | 連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり | 連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり | 子どもの状況に応じて 連携施設の設定が必要 |

3. 認定区分ごとに利用できる事業

満3歳以上で教育・標準時間(現行の幼稚園教育のイメージ)が必要な子ども
(1号認定)



幼稚園・認定こども園

満3歳以上で保育が必要な子ども
(2号認定)



保育所・認定こども園

満3歳以上で保育が必要な子どものうち
学校教育の利用意向が強い子ども
(2号認定)



認定こども園・幼稚園(1号認定を受け幼稚園の預かり保育を利用)

0歳~2歳で保育が必要な子ども
(3号認定)



保育所・認定こども園・地域型給付

4. ニーズ調査における今後の利用意向

[保育所(園)N=2,418幼稚園N=1,860認可外保育所N=155子育て支援N=351;複数回答]

